

2. 障がい者とは

◇「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいいます。

また、その他の障害として発達障害者、難病のある者及び高次脳機能障害者等も支援の対象としています。

身体障害者

身体障害者とは、「身体障害者障害程度等級表」の1級～6級の障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいいます。

そのうち、1級又は2級の障害を有する者、及び3級の障害を2つ以上重複して有する者を「重度身体障害者」といい、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その1人を2人の障害者として計算します。

知的障害者

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいいます。

知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者を、「重度知的障害者」といい、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その1人を2人として計算します。

精神障害者

精神保健福祉法の規定により、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者をいいます。また、医師の診断書、意見書により、精神障害者であることが確認できる者をいいます。

なお、医師の診断書、意見書による判断のみでは、雇用対策（障害者雇用納金制度に基づく助成金制度等）についてのみ有効で、雇用義務等に係る障害者としてカウントすることはできません。）

その他の障害者

職業リハビリテーション機関では、上記の障害者の外、発達障害者等もその支援の対象としています。

◇発達障害者

次の障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいいます。

（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）

◇難病のある者

難病であることの確認は、医師の診断書、意見書等を参考として個別に確認することになります。

◇高次脳機能障害者

脳血管障害や外傷性脳損傷などが原因で脳に損傷を受けることにより、運動機能障害や感覚機能障害以外に注意・知覚・学習・記憶・判断・言語・思考などの高次の精神機能の低下や喪失が生じる場合があります、この後者の障害を有する者とされています。